



発信年月日：令和3年6月14日

所属部課	課長	担当職氏名	連絡先 TEL 0837-23-1138 FAX 0837-22-8458
経済観光部 産業戦略課	吉村 博克	地域交通対策班 主任主事 福村真惟	
件名	長門市買い物支援実証事業費補助金の募集を開始します		

長門市では、日常生活に必要な食料品、日用雑貨等の買い物が困難な状況に置かれている方の、買い物の機会の確保等の手法を検討するため、実証事業を行う事業者を募集し、移動販売を行うための車両の購入その他運営に係る経費の一部を補助します。告知につきまして、よろしくお願ひいたします。

記

1 概要 買い物の機会の確保等の手法を検討するため、実証事業を行う事業者を募集し、移動販売を行うための車両の購入その他運営に係る経費の一部を補助します。

2 交付対象者 次のすべてに該当する者。

- (1) 市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人事業主
- (2) 本市に対し納付義務のある市税の滞納をしていない者
- (3) 長門市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者
- (4) 次に掲げる全てを満たす移動販売事業を計画する者
 - ア 市内の買物困難者を主な対象者として、補助対象地域を対象地域とする移動販売であること。
 - イ 補助対象地域を週1回以上定期的に巡回する移動販売であること。
 - ウ 移動販売において、おおむね10品目の日用生活物資を取り扱うこと。
 - エ 市と協議・調整の上、移動販売の行程を変更することが可能であること。
- (5) 移動販売に係る食品衛生法等の関係法令を遵守する者
- (6) 補助金の交付決定を受けた初年度を含む5箇年度以上継続して移動販売を行える者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める条件を満たす者

3 補助対象地域 日置地区及び油谷地区
三隅地区

4 対象事業等

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額及び期間
1 移動販売車整備事業	・移動販売車の購入費用又はリース費用 ・移動販売車への改造又は既存の移動販売車の改良に要する経費	補助対象経費の1/2 上限200万円
2 移動販売運営事業	・移動販売車による運送の運営に要する経費	補助対象経費の1/2 上限50万円 継続して5年度にわたり補助金を交付できる。

5 受付期間 令和3年6月14日（月）～7月9日（金）

6 応募先 〒759-4192 長門市東深川1339番地2
長門市役所 経済観光部 産業戦略課
TEL (0837) 23-1138
Mail: chiiki.koutsu@city.nagato.lg.jp